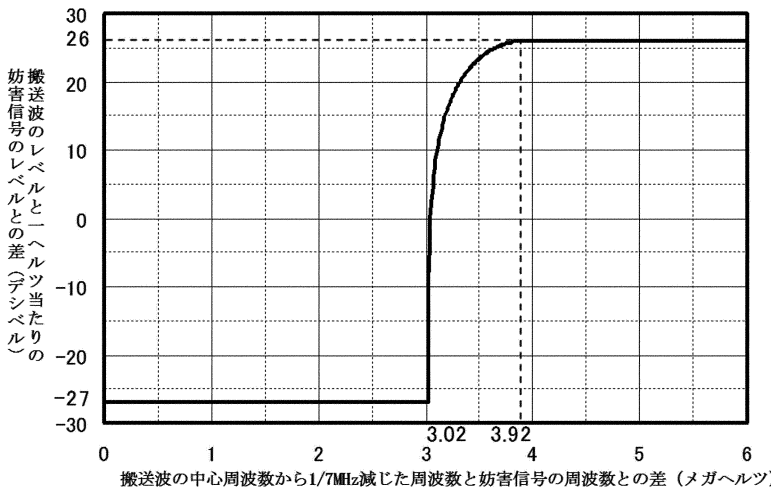
別図第七号　標準デジタルテレビジョン放送方式の上側周波数のスペクトルマスク



注１　一ヘルツ当たりの搬送波のレベルの平均値を基準値（０dB）とする。

注２　スペクトルマスクの値は、次式のとおり。なお、搬送波の中心周波数から１／７MHz減じた周波数と妨害信号の周波数との差（MHz）をf、搬送波のレベルと一ヘルツ当たりの妨害信号のレベルとの差（dB）をLとする。

・fが3.02MHz以下の場合：$L=-27$［dB］

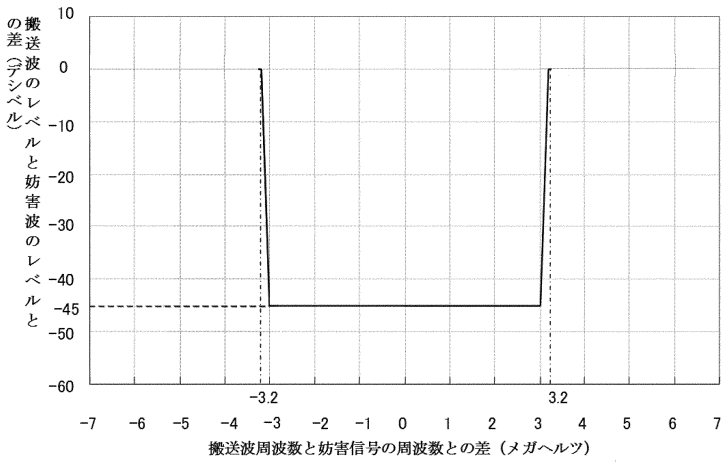
・fが3.02MHzを超え3.92MHz未満の場合：

$$L=26+20\log_{10}\left\{\sqrt{\frac{1}{2}\left(1+\sin\left(\frac{\pi}{2}\times\frac{2\ (f-6)\ +f_0}{\alpha\cdot f_0}\right)\right)}\right\}\ \text{[dB]}$$

なお、$f_0=5.057$［MHz］、$\alpha=0.18$とする。

・fが3.92MHz以上の場合：$L=26$［dB］

別図第八号　標準デジタルテレビジョン放送方式のスペクトルマスク



○総務省告示第九十四号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第八条第一号の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第二百三十五号（スクランブルの方式を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十日　　総務大臣　山本　早苗

第一項第三号中「第六章第三節」の下に「及び第四節」を加える。

○総務省告示第九十五号

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）別図第四の規定に基づき、総務大臣が別に告示するデジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成を次のように定め、平成二十七年三月二十日から施行する。

なお、平成二十三年総務省告示第三百十一号（デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成を定める件）は、平成二十七年三月二十日限り廃止する。

平成二十七年三月二十日　　総務大臣　山本　早苗

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令別図第四に規定するデジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成は、別表に示すとおりとする。

別表　デジタル有線テレビジョン放送方式の多重フレームヘッダ情報の構成

パケットヘッダ	多重フレーム同期信号	変更指示	スロット情報	識別子／相対ストリーム番号対応情報	送受信制御情報	相対ストリーム番号／スロット対応情報	拡張情報	ＣＲＣ
32	16	3	21	480	32	208	680	32

注１　単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。

２　「0x」に続く数字を16進数とする。

３　‘　’で囲まれた数字は、２進数とする。

４　パケットヘッダは、別記第１に示す構成とする。

５　多重フレーム同期情報は、別記第２に示す構成とする。

６　変更指示は、多重フレームヘッダ情報のうち「スロット情報」、「識別子／相対ストリーム番号対応情報」、「送受信制御情報」及び「相対ストリーム番号／スロット対応情報」のいずれかの内容に変更が生じるごとに１ずつ増加され、‘111’の次は‘000’とする。

７　スロット情報は、スロット配置法の区別、多重フレーム形式及び相対ストリーム番号に対する有効・無効指示を示すものとし、その構成は別記第３のとおりとする。

８　識別子／相対ストリーム番号対応情報は、相対ストリーム番号とストリーム識別／オリジナルネットワーク識別との対応関係を示す領域であり、その構成は別記第４のとおりとする。

９　送受信制御情報は、ストリームの受信状態及び緊急警報指示を示すものとし、その構成は別記第５のとおりとする。

10　相対ストリーム番号／スロット対応情報は、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令別図第４の第２スロットから第53スロットまでに割り当てられる相対ストリーム番号を示す領域であり、その構成は別記第６のとおりとする。

11　拡張情報は、多重フレームヘッダ情報を拡張する場合の領域であり、その構成は別記第７のとおりとする。

12　ＣＲＣは、ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｈ．222.0で定義するＣＲＣデコーダにおいて、多重フレームヘッダの先頭４バイトを除いた184バイトをレジスタに入力した時のレジスタ出力がゼロになる値とする。

別記第１　パケットヘッダの構成

同期バイト 0x47	‘000’	多重フレーム ＰＩＤ	‘0001’	連続性指標
8	3	13	4	4